

税金・保険料などは納期限内に納めましょう

町民の皆さんが納める町税や保険料などは、皆さんが安心して暮らすための社会保障、ごみ処理、教育、道路などの社会基盤整備を行うための重要な財源となっています。

大切な税金・保険料などは納期限内に納めましょう。

■決められた納期限内に納付しましょう

町税などの滞納は、町の財政運営を妨げたり、適切に納付されている多くの方との公平性を欠くこととなります。町では、納付期限（納期）内の納付を呼びかけるとともに、一時的に納付が困難な場合などには納付の相談に応じています。

また、納期をうっかり忘れて督促を受けたりしないため、口座振替をご利用ください。

■滞納処分の実施

納付できるのに納付しない滞納者には、法律に基づく財産調査をしたうえ、差押や搜索などの滞納処分を厳正に行っています。また、徴収の専門機関である租税債権管理機構へ徴収移管するなど、町税などの収納率の向上と負担の公平性の確保に努めています。

■滞納処分の流れ

納付期限内に町税などが納められない場合は、督促状・催告書などにより自主納付をお願いしています。

しかし、再三の催告にも応じず納付や納付相談がない場合は、差押予告通知を行い、財産や収入などを調査し、滞納処分を行います。

納入通知書発送

町税や保険料などとして納めていただく金額の算出根拠や納付期限を示して発送しています。

督促・催告

納付期限までに完納されない場合、納付期限の翌日から20日以内に督促状を発送します。督促状に示した期限までに納付がない場合、納付の催告（催告書兼差押予告通知書の送付）を行います。

財産調査

官公庁・金融機関・勤務先・滞納者の財産を占有する第三者などに対して財産調査を行います。調査に本人の承諾は必要ありません。

搜索・差押

催告等に応じず、納税相談もない場合は、財産調査や搜索で発見した滞納者の財産を差し押さえます。

差押は地方税法で定められたもので、本人の意思とは無関係に行う強制処分です。

換価

現金は即時換価し、売却を必要とする差押財産は公売により換価して滞納町税などに充てます。

○お問い合わせ 本庁 税務課 収納係

☎43-2816

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係

☎55-3113